

## 令和7年度 展示商談会での島根県ブース事務局運営業務 企画提案募集要領

島根県では、島根県内の食品・飲料製造事業者（以下「食品等製造事業者」という）の販路開拓・拡大支援のため、島根県外で開催される展示商談会に島根県ブースを設置しています。

島根県外で行われる展示商談会での島根県ブース事務局運営業務について、企画提案を広く募集します。

### 1 （企画提案の対象とする）委託業務内容

詳細は別紙「令和7年度 展示商談会での島根県ブース事務局運営業務 委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

契約締結日は、令和7年4月1日以降を予定。

また、この企画提案募集は、令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力が生じるものとし、島根県議会において令和7年度当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととする。

### 2 委託業務料（上限）

17,530千円（消費税及び地方消費税相当含む）とする。

### 3 委託業務期間

契約期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 応募者の資格

上記1に掲げる業務を仕様書に基づき的確に遂行する能力を有する企業であって、提案した内容について、県からの電話、メールによる質問等に対して迅速に対応ができること。

また、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 単独の法人、若しくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。ただし、複数のコンソーシアムの構成員となって参加、又は単独の法人とコンソーシアムの構成員として重複参加することはできない。

また、コンソーシアムを結成し参加する場合は、構成員のいずれかを代表者に定めた協定書を締結し、県にその写しを提出すること。

(2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。

(3) 単独の法人、コンソーシアムの構成員は、次の各号の要件をすべて満たすこと。

ア 前記1（3）の業務の内容を実施することができる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。

- オ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- キ 都道府県税に関し、次のいずれかに該当する者であること。
- ・島根県内に事業所を有する者にあつては、直近1事業年度の県税の滞納がないこと。
  - ・島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- ク 次のいずれにも該当しない者であること。
- ・単独の法人、若しくはコンソーシアムの構成員が、島根県暴力団排除条例（以下、「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団であること。
  - ・単独の法人、若しくはコンソーシアムの構成員の役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事務所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員を言う。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員であること。
  - ・次のいずれかに該当する暴力団、又は暴力団員と密接な関係を有すること。
  - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している者
  - ・役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - ・役員等が暴力団、又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ・役員等が暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ・その他、当該公募に選定されることが暴力団、及び暴力団員の利益となると認められる者であること。
- ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 5 企画提案事項

以下の事項について企画提案を行うこと。各展示商談会で委託する業務については別表を参考。なお、事項（1）～（9）の詳細は仕様書参照。

- （1）出展申込内容のとりまとめ（仕様書別記②、③）
- （2）出展者および主催者との調整・連絡（仕様書別記①～③）
- （3）レンタル備品の案内・とりまとめ（仕様書別記②、③）
- （4）出展者向け説明会の運営（仕様書別記①～③）
- （5）島根県ブースパンフレット作成（仕様書別記①～③）
- （6）出展者への招待チラシ及び出展者バッジの送付（仕様書別記③）
- （7）島根県ブースの設計・施工・運営・撤去（仕様書別記①～③）
- （8）資材返送の対応（仕様書別記①～③）
- （9）出展者アンケートの案内・とりまとめ・分析（仕様書別記①～③）
- （10）運営計画の策定（業務委託に関する実施体制及びスケジュール）
- （11）その他（自由提案に関すること）

## 6 企画提案参加表明書の提出

- （1）提出期限 令和7年2月26日（水）17時まで
- （2）提出方法 郵送（宅配便可）または持参  
なお、持参の場合の受付時間は9時から17時まで（土日祝祭日は除く）

とし、郵便の場合は郵便書留による必着に限る。

(3) 提出先 本要領14に同じ

(4) 提出書類

ア 企画提案参加表明書(様式例1):1部

※コンソーシアムの場合は、協定書も提出すること。

イ 会社概要(会社案内や要覧など、会社組織や内容がわかるもの):1部

※コンソーシアムの場合は、構成員すべてについて各1部提出すること。

ウ 定款:1部

エ 直近3ヵ年間分の決算報告書(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類):1部

※会社設立後間もないなど、決算報告書が準備できない場合、可能な範囲で提出することとし、あわせて理由書を提出すること。(様式任意)

※コンソーシアムの場合は、構成員すべてについて各1部提出すること。

オ 島根県内に事務所を有する者は県税に係る納税証明書、島根県内に事務所を有しない者(島根県に納税義務のない者)は本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書:1部

※発行後3ヶ月以内の原本又は写し、コンソーシアムの場合は、構成員すべてについて各1部提出すること

カ 消費税及び地方消費税(国税)の納税証明書:1部

※発行後3ヶ月以内の原本又は写し、コンソーシアムの場合は、構成員すべてについて各1部提出すること。

キ 誓約書(様式例2):1部

## 7 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和7年3月12日(水)17時まで

(2) 提出方法 郵送(宅配便可)又は持参

なお、持参の場合の受付時間は9時から17時まで(土日祝祭日は除く)

とし、郵便の場合は郵便書留による必着に限る。

(3) 提出先 本要領14に同じ

(4) 提出書類等

ア 企画提案書(任意様式):(A4判片面(縦・横いずれも可)、ページ番号付き、横書き、左綴じを原則とし、図表等を含めて40ページ以内とすること。(図表等は必要に応じ、A3判の折り込みも可とする。))

イ 業務実施体制図(5の(1)~(10)の事項を実施するための体制図、担当当事者が不在の場合の連絡者、現地での対応等)

ウ 業務スケジュール

エ パース(5の(7))

オ 平面図(5の(7))

カ 立面図(5の(7))

キ 緊急時の保守等への対応について(5の(7))

・見積書(各展示商談会の内訳を必ず添付すること)

・本要領2に規定する委託業務料は上限額であり、超えることはできない。

・展示商談会開催場所での滞在費用等すべての費用を含むものとする。

・その他、仕様書の規定事項に基づく見積もりとすること。

ク その他、企画提案の参考となる資料

- ・過去に行った類似業務の実績等

ケ 提出書類は印刷したものを6部（正本1部、副本5部）提出すること。

コ 上記の提出書類をPDF等の電子データとしたファイル版を、CD-R等の電子媒体に記録したものを1個提出すること。

サ 企画提案に係る経費として、単独の法人による参加はその法人にコンソーシアムによる参加は代表法人に対して10,000円（消費税等含む）を支払う。ただし、業務委託先に決定した者及び資格審査により参加資格がないとされた者に対しては支払わない。企画提案に係る経費は、業務委託先が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座に振り込む。

#### (5) 留意事項

ア 参加表明書の提出がない場合は、企画提案書の提出は受け付けない。

イ 参加表明書の提出があっても、企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとする。

ウ 提出できる企画提案は、1者1案とする。

エ 提出された書類の差替え、変更及び取消は認めない。また、提出された書類は返却しない。

オ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

## 8 提案に係る質問

質問がある場合は、提出期限までに文書（様式例3）により提出すること（メールによる提出も可）。

(1) 提出期限 **令和7年3月4日（火）12時まで**

(2) 提出先 本要領14に同じ

(3) 質問に対する回答は、参加表明をしたすべての者に対し、メールにより回答する。

(4) 質問とは別に昨年度の状況等についての照会は、逐次対応する。

## 9 審査

### (1) 審査の方法

県は、企画提案者の中から、本業務の受注者を選定するため、次のとおり審査会を開催し、プレゼンテーション方式による審査を実施する。

ア 開催日 **令和7年3月24日（月）予定**

イ 審査会による審査

- ・県は別途定める審査要領に基づき組織する審査会において審査を実施することとし、審査基準により企画提案書の内容や企画提案者によるプレゼンテーション等を総合的に勘案し、最も優れていると判断される企画提案者を受託候補者として選定する。
- ・なお、応募者多数の場合、審査会は書面による1次審査を実施し、プレゼンテーション方式による2次審査へ参加するものを選定する。

ウ プレゼンテーション

- ・審査会場における実地プレゼンテーションとする。
- ・プレゼンテーションの出席者は、提案者ごとにそれぞれ3名以内とする。
- ・1事業者あたりの持ち時間は、プレゼンテーション30分及び選定委員との質疑応答20分以内とし、県が後日指定する時間割により提案者ごとに行う。

- ・企画提案書の提出日以降の新たな資料追加は認めない。

エ その他

- ・審査にあたり、事前に島根県職員をもって応募内容を確認するための聞き取りをさせることがある。
- ・審査会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じない。
- ・審査による評価が最も高い応募者を選定する。なお、審査会が選定した者（以下「委託先候補者」という。）が辞退した場合は、次点となった応募者を委託先候補者とする。ただし、審査の結果、基準を満たす提案がなかった場合、又は企画提案書の提出がなかった場合は再度公募するものとする。

(2) 審査基準

審査会は、審査に当たって以下の事項等について評価する。

ア 企画・提案

- ① ブースパンフレットのデザイン・レイアウトについて、来場者が一目で島根県ブースをイメージでき、またバイヤーが商品取り扱いイメージを想起できるような内容となっているか。
- ② ブースと商品一覧棚のデザイン・レイアウトについて、高い誘客効果を持ち、かつ全体が一体的な印象を受ける内容となっているか。
- ③ 出展者ブースのレイアウトについて、集客数および出展者の使い勝手の面で出展者の公平性が保たれ、来場者と出展者の動線が確保された内容となっているか。

イ 運営・体制

- ① 業務内容および流れについて理解しており、業務実施体制やスケジュールが適切に示されているか。緊急時の保守対応が可能か。
- ② 委託者、出展者、主催者と綿密に調整できるか。

ウ その他

- ① 見積書について、費用対効果が高く、経費節減に努めた内容となっているか。
- ② 過去の類似事業について十分な実績があるか。
- ③ 自由提案は、島根県ブースの効率的、効果的な設置・運営に資するか。

(3) 結果の通知

選定の結果については、企画提案書類を提出した者に対して文書で通知する。  
なお、結果についての異議申し立ては受理しない。

## 10 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が応募したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する応募や応募に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び応募者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 11 契約

(1) 契約の締結

委託先候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

- (2) 契約金額  
委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。
- (3) 契約保証金  
島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、同規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (4) 契約に伴う諸経費  
委託先候補者の負担とする。
- (5) その他契約条項  
委託先候補者との協議事項とする。
- (6) 前金払い  
ア 本業務について、必要と認められる場合には委託料の一部について前金払を行うことができる。  
イ 前金払の請求及び精算については、別に定めることとする。

## 1 2 スケジュール

日程	内容
令和 7 年 2 月 14 日(金)	企画提案募集（公募）開始 公募方法：本要領及び仕様書を県 HP に公開
2 月 26 日(水) 17 時まで	企画提案参加表明書の提出期限
3 月 3 日(月)（予定）	参加資格の通知
3 月 4 日(火) 正午まで	質問書の提出期限
3 月 7 日(金)（予定）	質問書に対する回答
3 月 12 日(水) 17 時まで	企画提案書の提出期限
3 月 24 日(月)（予定）	プレゼンテーション、審査会実施
3 月下旬	選考結果の通知、契約準備
4 月 1 日以降	委託契約締結

## 1 3 業者選定後の取扱い

県は、選定された企画提案者 1 者へ、業務委託仕様書に基づき予定価格の範囲内で見積もり合わせにより業務を委託する。また、業務の委託に際して、選定された企画提案書の内容をもとに加除修正し、最終的な仕様書として提示することができるものとする。

#### 14 問い合わせ先及び書類提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県 しまねブランド推進課 食品産業支援第二係 後藤

TEL 0852-22-6398 FAX 0852-22-6859

E-mail [tenjikai2@pref.shimane.lg.jp](mailto:tenjikai2@pref.shimane.lg.jp)

受付時間は9時から17時まで（土日祝祭日は除く）